

# 小規模多機能あろんていあ住吉

## 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。  
(大阪市指定 第2792000388号)

当事業所は、利用者に対して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」あるいは「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けられていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業所窓口の営業日及び営業時間	3
4. 事業所の職員体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 秘密の保持と個人情報保護	9
7. サービス提供に関する相談・苦情の受付について	10
8. 相談・苦情解決の手順	10
9. 運営推進会議の設置	11
10. 協力医療機関、バックアップ施設	11
11. 非常災害時の対応	11
12. 衛生管理等	11
13. サービス利用にあたっての留意事項	11

## 1. 事業者

事業者名称	医療法人 弘善会
代表者氏名	理事長 矢木 崇善
法人所在地 (連絡先及び電話番号)	大阪市東成区東今里二丁目12番13号 (06) 6978-2307
法人設立年月日	平成2年12月20日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	小規模多機能あろんていあ住吉
介護保険指定事業者番号	2792000388
開設年月日	2017年11月1日
事業所所在地	大阪市住吉区南住吉一丁目4番34号
管理者	松浦 敦史
連絡先 相談担当者	TEL 06-6697-8811 計画作成担当者 巽 康 管理者 松浦 敦史
通常の事業の実施地域	大阪市住吉区
利用定員	登録定員29名(通いサービス定員15人、宿泊サービス定員5人)

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者等が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、通い、訪問、宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とします。
運営の方針	<p>1 事業所で提供するサービスは、利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がその人らしく家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。</p> <p>2 事業所で提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとしします。</p> <p>3 利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況やその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問及び宿泊を柔軟に組み合わせることにより、サービスを提供します。</p> <p>4 事業所の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っていきます。</p> <p>5 事業所のサービス提供にあたっては、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。</p>

	<p>6 事業所では、居宅サービス事業者や他の保健医療機関との密接な連携を図り、サービスを提供します。</p> <p>7 事業所のサービス提供にあたっては、利用者に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命を保護するため緊急やむを得ないと判断した場合は、その様態及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとします。</p> <p>8 事業所のサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者または家族に対し、サービスの提供等について、わかりやすく説明を行います。</p> <p>9 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守り等を行い、生活を支えるための適切なサービスを提供します。</p> <p>10 利用者の要介護等状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を立て、計画的に行います。</p> <p>11 提供する事業所のサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの情報を公表し、常に改善を図ります。</p>
--	--

### 3. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通常の相談受付時間	毎日 9時～17時
通いサービス	毎日 10時～16時
訪問サービス	毎日24時間
宿泊サービス	毎日 17時～翌9時

※緊急のご連絡は24時間対応します。

### 4. 事業所の職員体制

当事業所では、利用者に対して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置の状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。	常勤1名
介護支援専門員	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、利用者の（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整を行います。	非常勤1名
介護職員	事業所のサービス提供にあたり利用者の心身の状況等を	常勤3名以上

	的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行います。	非常勤3名以上
看護職員	利用者の健康状態の把握を的確に行うとともに利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行います。	非常勤 1名以上

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制	
管理者	勤務時間	8：45～17：00を基本とするシフト制
介護支援専門員	勤務時間	8：45～17：00を基本とするシフト制
介護職員	主な勤務時間	8：45～17：00を基本とするシフト制
	夜間の勤務時間	16：45～9：00を基本とするシフト制
	その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。	
看護職員	勤務時間	8：45～17：00を基本とするシフト制

(5) 事業所の設備の概要

食堂居間	1室 48.60㎡ (個室以外の宿泊室含む)	宿泊室	5室 (うち個室以外3室) 一室あたり7.43㎡以上
台所	1室	洗面台	2か所
トイレ	2室 (うち福祉トイレ1室)	送迎車	1台
浴室	2室 (個浴1室・機械浴室1室)	その他	緊急通報装置、スプリンクラーなど消防設備など

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(介護保険の給付の対象となるサービス)

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(介護保険の給付とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の9割あるいは8割が介護保険から支給され、利用者の自己負担は費用全体の1割あるいは2割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

◇ 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の見守り及び介助を行います。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

◇ 訪問サービス

- ・利用者宅の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。

◇ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

※（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者はサービス提供にあたって、以下の行為は行いません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 医療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く）</li><li>② 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり</li><li>③ 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受</li><li>④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除く）</li><li>⑤ 利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為</li></ul> |
|--|

＜サービス利用料金＞（契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額  
利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

下記料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

◇負担割合が1割の場合

1 利用者の要介護度とサービス料金	要介護 1 113,402円	要介護 2 166,660円	要介護 3 242,440円	要介護 4 267,572円	要介護 5 295,033円
2 うち、介護保険から給付される金額（9割）	102,061円	149,994円	218,196円	240,815円	265,529円
3 サービス利用に係る自己負担（1－2）	11,341円	16,666円	24,244円	26,757円	29,504円

1 利用者の要介護度とサービス料金	要支援 1 37,405円	要支援 2 75,594円
2 うち、介護保険から給付される金額（9割）	33,664円	68,034円
3 サービス利用に係る自己負担（1－2）	3,741円	7,560円

☆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（2）ア及びイ参照）

☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

イ 加算

① 初期加算（1日につき）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録してから起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分に自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び開始した場合も同様です。

(負担割合1割の場合)

1 加算対象サービスとサービス料金	初期加算 (30日まで) 316円 (1日あたり)
2 うち、介護保険から給付される金額	284円 (1日あたり)
3 サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	32円 (1日あたり) (1-2)

② 認知症加算 (1月につき)

認知症日常生活自立度がⅡもしくはⅢ以上のご利用者の場合 (負担割合1割の場合)

1 加算対象サービスとサービス料金	認知所加算Ⅰ 8,704円 (1月あたり) 認知症加算Ⅱ 5,440円 (1月あたり)
2 うち、介護保険から給付される金額	認知所加算Ⅰ 7,834円 (1月あたり) 認知症加算Ⅱ 4,896円 (1月あたり)
3 サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	認知所加算Ⅰ 870円 (1月あたり) 認知症加算Ⅱ 544円 (1月あたり)

※要介護認定が要支援1と要支援2の方は対象外です。

③ その他加算

- ・ 訪問体制強化加算 (要介護認定が要支援の方は対象外)

指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置し、訪問回数が1月あたり200回以上行っている場合

- ・ 総合マネジメント体制強化加算

個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている場合。

(負担割合1割の場合)

1 加算対象サービスとサービス料金	訪問体制強化加算 10,880円 (1月あたり) 総合マネジメント体制強化加算 10,880円 (1月あたり)
2 うち、介護保険から給付される金額	訪問体制強化加算 9,792円 (1月あたり) 総合マネジメント体制強化加算 9,792円 (1月あたり)
3 サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	訪問体制強化加算 1,088円 (1月あたり) 総合マネジメント体制強化加算 1,088円 (1月あたり)

- ・ 看護職員配置加算 (Ⅰ)979円・(Ⅱ)762円・(Ⅲ)522円 (月単位/1割の場合)
- ・ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 218円 (1日につき/1割の場合 上限7日)
- ・ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)109円・(Ⅱ)218円 (月単位/1割の場合)
- ・ 口腔・栄養スクリーニング加算 22円(1回につき 6月に1回限度)
- ・ 看取り連携体制加算 70円(1日につき/1割の場合)
- ・ 若年性認知症利用者受入加算 870円 (月単位/1割の場合) 要支援対象外
- ・ 科学的介護推進体制加算 44円(月単位/1割の場合)
- ・ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)816円 (Ⅱ)696円 (Ⅲ)380円 (月単位/1割の場合)
- ・ 介護職員処遇改善加算 所定単位数の (Ⅰ)102/1000 (Ⅱ)74/1000 (Ⅲ)41/1000 加算
- ・ 介護職員特定処遇改善加算 所定単位数の (Ⅰ)15/1000 (Ⅱ)12/1000 加算
- ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算 合計×2.3%円 (1日につき)

- ・新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位数の 1/1000 加算(令和3年9月30日まで)
- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

ア 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円

イ 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 3,000円

ウ 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎及び交通費

通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎及び交通費です。

無料

エ おむつ代・おやつ代等

おやつ1日100円 別紙料金表のとおりです。

オ レクリエーション活動等

利用者の希望によりレクリエーション活動等に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

- ※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行う日から2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算します。

次のいずれかの方法により翌月27日までにお支払いください。

- ①事業所での現金支払い ②指定口座への振込み ③自動引落し

お支払いを確認後、利用料とその他の費用（個別費用ごとに区分）について記載した領収書を交付いたします。

再発行はできませんので、必ず受領のうえ大切に保管をお願いいたします。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

◇小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の状態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

◇利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

◇ 5（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.（2）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までの申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この

限りではありません。

◇サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(6) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は2年間保存することとします。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します。

○利用者に関わる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供。

○介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整

○利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。

○利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合。

(3) 個人情報に関する情報共有に必要な書類例は以下のとおりです。

必要書類例	
① 介護保険被保険者証	⑦減額認定証
② アセスメント書類	⑧サービス提供記録
③ 居宅サービス計画書	⑨身体障害者手帳
④ 小規模多機能型居宅介護計画書	⑩診断書
⑤ 経過報告書	
⑥ 主治医の意見書	

※ 個人情報の使用及び提供期間は、サービス提供の契約期間に準じます。

## 7. サービス提供に関する相談・苦情の受付について（契約書第18条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 計画作成担当者 巽 康

○苦情解決責任者 管理者 松浦 敦史

○受付時間 9：00～17：00

### （2）行政機関その他苦情受付機関

大阪市住吉区地域保健福祉担当 （介護保険）	所在地 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号 TEL 06-6694-9859 FAX 06-6694-9692
大阪市住之江区地域保健福祉担 当 （介護保険）	所在地 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 TEL 06-6682-9859 FAX 06-6686-2040
大阪市福祉局高齢者施策部介 護保険課指定・指導グループ	所在地 大阪府中央区船場中央3-1-7-331号 TEL 06-6241-6310 FAX 06-6241-6608
大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 TEL 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417

## 8. 相談・苦情解決の体制及び手順

苦情又は相談があった場合には、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行い、苦情に関する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

## 9. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

### <運営推進会議>

構成： 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催： 隔月で開催。

議事録： 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

## 10. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

矢木クリニック・矢木脳神経外科病院

特別養護老人ホームウェルネスあびこ・介護老人保健施設アロンティアクラブ

1 1. 非常災害時の対応

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者 松浦 敦史

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 5月・11月）

1 2. 衛生管理等

- ① 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 3. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

◇虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者
-------------

管理者 松浦 敦史
-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

◇身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

年 月 日

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市東成区東今里二丁目12番13号	
	法人名	医療法人 弘善会	
	代表者	理事長 矢木 崇善	印
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から受け、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護のサービス提供開始に同意しました。

利用者	住所		
	氏名		印
代理人	住所		
	氏名		印